

船上に備える持運び式消火器の数及び配置 に関する統一解釈に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

船上に備える持運び式消火器の数及び配置に関する統一解釈に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 10 規則に居住区域等に設置すべき持運び式消火器の数の要件が規定されているが、詳細な数及び配置は規定されていない。このため、2008 年 1 月に開催された第 52 回防火小委員会（FP52）において、これを明確にする統一解釈が合意され、2008 年 5 月の IMO 第 84 回海上安全委員会（MSC84）の承認を経て、MSC.1/Circ.1275 として回章されている。

MSC.1/Circ.1275 自体は強制力を備えるものではないが、国際的に認められた基準であること、及び今後 PSC 等でこの内容に基づく要求が行われることが予想されることから、今般、MSC.1/Circ.1275 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

船上に備える持運び式消火器の数及び配置の規定を改めた。